

08 文部科学省(特区16次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1011010	小中学校における障害のある児童生徒への介助業務の医療的支援特区	<p>医師法第17条の特例により、医療的支援の必要な児童生徒と保護者の同意のもと、学校の教職員が、主治医など、医師による指導や保護者との連携において、実践的な研修を受けることにより、常駐する看護師資格を有する介助員の業務の補完として、痰の吸引や経管栄養等を、直接対象児童生徒に行うことができることとし、万全の学校体制を確立する。</p>	<p>《提案理由》本市では、「ノーマライゼーション社会」及び、「地域の学校でともに学び、ともに育つ教育」の考えのもと、希望するすべての子どもたちを地域の学校で受け入れ教育を進めており、痰の吸引や経管栄養等は、医療行為として看護師資格を有する介助員を配置し実施している。しかし、この行為は生活上必要不可欠なものであるため、緊急的な対応などの場合、その子どもをよく知り信頼関係も深くもてる立場にある教職員が実践的な研修を受け、看護師の業務の補完として、対象児童生徒の医療的な行為が実施できる万全の学校体制を実現させる。</p> <p>《具体的事業の実施内容》学校の教職員が以下の条件で、直接対象の児童生徒に(ア)痰の吸引、(イ)経管栄養(胃ろうを含む、ただしチューブの交換等は含まない)、(ウ)自己導尿の補助、(エ)定期的な投薬管理等、対象児童生徒が、学校生活上必要不可欠とし、家庭では家族が常時行っている医療的な行為を実施することができることとする。</p> <p>《条件》 ■主治医等による指導・連携のもと、実践的な研修を行う。 ■緊急的な対応などの場合、教職員が行う医療的な行為は、常駐する看護師資格を有する介助員の業務を補完する範囲内とする。 ■対象児童生徒について所要となる個別の研修を受けた教職員だけが医療的な行為を行う。 ■医療的支援マニュアルを作成し、諸問題や手順について校内委員会で確認する。</p>		箕面市	大阪府	文部科学省 厚生労働省
1027010	山形ものづくり人材育成特区の設置	<p>「山形ものづくり人材育成特区」において、即戦力となるものづくり技術者を育成するため、現行法では認められていない、山形県立産業技術短期大学校(以下「産業技術短期大学校」という。)から山形大学工学部への編入学が可能となるようにする。(学校教育法第124条中「当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの」に係る特例)</p>	<p>やまがた新ものづくり産業群を支える技術者の育成・高度化を図るため、「ものづくり人材育成特区」を設ける。具体的には、高度な専門知識の付与をとおして、ものづくり技術力の向上を図り、全県あげて即戦力となるものづくり技術者を育成する。</p> <p>山形県立産業技術短期大学校(以下「産技短」という。)卒業生は県内への定着率が9割にのぼり、同校卒業生の質の一層の高度化を図ることが、本県ものづくり産業群の持続的発展に直ちに結びつくものとなっている。</p> <p>このため、当面は、短期大学や高等専門学校の大学への編入学制度と同様に、産技短から山形大学工学部へ編入学することができるよう特例措置を設ける。</p> <p>この特区計画を行うことにより、まず実践力を身に付け、効果的な職業教育を受けた若人が、その実績の上により論理的で高度な教育を受けて特色ある成長過程を経験して大きく育ち、その数はわずかであっても、地域をより活性化する人材となるに違いない。また、このような場が有ることは、ものづくりへの人の流れを確かなものとするに繋がり、ものづくり人材の資質向上が図られるとともに、ものづくり人材の裾野を拡大し、新ものづくり産業群の強化が図られるものである。</p>		山形県、山形大学工学部	山形県	文部科学省 厚生労働省

08 文部科学省(特区16次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1030010	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取扱い等に係る基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>都市再生機構、今治市及び愛媛県が行う今治新都市開発整備地区に、学校法人が世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成し、将来の四国ブロックにおける獣医師の不足を解消し、大学を核として地域への食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することで地域再生を果たしたい。</p> <p>(提案理由)</p> <p>鳥や豚のインフルエンザなど人獣共通感染症の脅威が高まる中、産業動物分野、公衆衛生、食品衛生、動物検疫などの分野の獣医師の重要性が増しているが、わが国ではペット産業の隆盛が当該分野への人材供給にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されている。大学の獣医学部は現在全国930人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか割り当てがなく、意識調査に回答のあった四国の公務員獣医師の85%が偏在を認識しているが、四国には1つも獣医学部がないことから、研究拠点や卒後研修機関もないため、上記分野の獣医師確保は危機的な状況にある。このため、こうした課題に対応する教育課程や教員配置を行う大学獣医学部を設置するための特区の設置を提案する。この獣医学部に入学定員の地域枠の設定や奨学金制度などを組み合わせることで、四国への人材供給を促す。また、農水省の「獣医師の需給に関する検討会報告書」で示された将来の四国の獣医師不足、特に、家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足の解消や新興の動物の伝染病等への迅速かつ専門的な対応が可能になるとともに、動物の高次医療の展開に貢献できる。併せて、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業等の集積を図ることで、地域格差の解消と地方の再生を果たしたい。</p>		今治市 愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省
1037010	日本の通信制高校が海外在住者を生徒として受け入れることを可能とする。	下線部を追加する (学校教育法施行令第24条) 法第五十四条第三項の政令で定める高等学校の通信制の課程(法第四条第一項に規定する通信制の課程をいう。以下同じ。)は、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、他の二以上の都道府県の区域内に住所を有する者又は外国に在住する者を併せて生徒とするものとする。	<p>【具体的事業の実施内容】</p> <p>日本の通信制高校が、海外に在住する者(日本人及び外国人)を海外にいながらにして自らの生徒として受け入れる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現行法令(学校教育法第54条第3項、学校教育法施行令第24条)では、通信制高校は、海外に在住する者の受入れはできないと解釈されている。日本の通信制高校が、海外に在住する者を海外にいながらにして自らの生徒として受け入れることは、我が国高等教育機関への留学生数を拡大する効果を期待できる。インターネットによる双方向通信によって国内の生徒と同様に、海外に在住する者に対しても、生徒の実態を把握した計画的・体系的な指導が可能となっている。インターネットによるグローバル化の時代に、通信制高校の生徒を国内に住所を有する者に限る規制に意義があると思えない。</p>		ルネサンス・アカデミー株式会社	東京都	文部科学省

08 文部科学省(特区16次提案 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1038010	専修学校設置基準の緩和(生徒数の下限の緩和)	専修学校の設立にあたっては、学校教育法第124条第1項第3号により、「教育を受ける者が常時40人以上であること」が必要とされている(例外規定無し)。この基準を緩和し、40人未満でも設立可能とする。	<p>事業概要: 現在規定されている専修学校の生徒数下限40人、専任教員数は最低3人の規制を緩和した専修学校を設立。 少人数の教育により効果的となる、ディスカッション型や実習型のカリキュラム等を中心に行うことにより、実践的なスキルを身に付けた人材を育成し、卒業後に県内で活躍する人材の輩出を目指す。</p> <p>提案理由: 収容生徒数が40人以上であることの法規制の根拠に、現況に合った合理性がない。少子化が進む中で、福井県において高校生の生徒数は大都市圏とは大きな隔りがある。平成20年の福井県の高校生の生徒数は24千人と全国で5番目に少なく、都道府県平均の1/3程度。高校生の進路選択において、福井県では地元で選択できる専修学校は限られている。福井県の専修学校の数は21校(平成20年)で全国でも2番目に少く、専修学校の生徒数は全国で一番少ない。このような福井県の現状で、全国一律の専修学校設置基準で新たな専修学校の設置は容易ではなく、福井県の高校卒業者の半数以上は県外へ進学、就職している。このような状況で、福井県の企業で就職して活躍してもらえるようなビジネス人材を育成する、地域独自の状況に柔軟に対応した専修学校を設立する。生徒数の下限緩和、専任教員数の下限緩和、校地・校舎は小規模で対応することにより運営経費負担が軽減され、生徒数20人程度でも健全運営が可能。校舎に隣接する店舗が実習施設として実践的なカリキュラム運営に大きく貢献。非常勤講師は、講師以外の業務として実際の営業活動も行うので担当のカリキュラムへ実際の営業活動を密接に反映させることで、実践的なカリキュラムが可能となり、講師経費負担の軽減にも繋がる。</p>	地域コミュニティ型専修学校構想	株式会社大津屋	福井県	文部科学省
1038020	専修学校設置基準の緩和(教員数の下限の緩和)	専修学校設置基準第17条第1項別表第一において、専修学校の教員数は最少でも3人以上が必要とされている。「生徒数の下限の緩和(提案中)」に伴い、教員数についての下限も緩和し、専任教員数を1人以上とする。	<p>事業概要: 現在規定されている専修学校の生徒数下限40人、専任教員数は最低3人の規制を緩和した専修学校を設立。 少人数の教育により効果的となる、ディスカッション型や実習型のカリキュラム等を中心に行うことにより、実践的なスキルを身に付けた人材を育成し、卒業後に県内で活躍する人材の輩出を目指す。</p> <p>提案理由: 収容生徒数が40人以上であることの法規制の根拠に、現況に合った合理性がない。少子化が進む中で、福井県において高校生の生徒数は大都市圏とは大きな隔りがある。平成20年の福井県の高校生の生徒数は24千人と全国で5番目に少なく、都道府県平均の1/3程度。高校生の進路選択において、福井県では地元で選択できる専修学校は限られている。福井県の専修学校の数は21校(平成20年)で全国でも2番目に少く、専修学校の生徒数は全国で一番少ない。このような福井県の現状で、全国一律の専修学校設置基準で新たな専修学校の設置は容易ではなく、福井県の高校卒業者の半数以上は県外へ進学、就職している。このような状況で、福井県の企業で就職して活躍してもらえるようなビジネス人材を育成する、地域独自の状況に柔軟に対応した専修学校を設立する。生徒数の下限緩和、専任教員数の下限緩和、校地・校舎は小規模で対応することにより運営経費負担が軽減され、生徒数20人程度でも健全運営が可能。校舎に隣接する店舗が実習施設として実践的なカリキュラム運営に大きく貢献。非常勤講師は、講師以外の業務として実際の営業活動も行うので担当のカリキュラムへ実際の営業活動を密接に反映させることで、実践的なカリキュラムが可能となり、講師経費負担の軽減にも繋がる。</p>	地域コミュニティ型専修学校構想	株式会社大津屋	福井県	文部科学省

08 文部科学省(特区16次提案 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係府省庁
1051010	文化財保護法の緩和	<p>城郭等の復元は、文化庁が定めた「歴史的建造物の復元の取扱い基準」に基づいて、復元の根拠となる指図(絵図面)・絵画・写真・模型・記録等の精度が高く良質の史料の存在が必要となりますので、城郭等の史料が乏しい盛岡城は、復元は極めて難しいです。盛岡城の構造は大坂城に非常に良く似ています。豊臣秀吉の腹心、浅野長政が南部氏の城作りに協力し、おそらく大坂城を熟知する人物が、盛岡城の設計図を書いたのではといわれています。文化財保護法等を緩和し、盛岡城を復元することができるようにしていただきたい。</p>	<p>県都、盛岡市は、特別な産業もありません誘致企業の誘致できる工業団地等もなく経済が、冷え切っています。多くの宿泊施設は、整っておりますが、観光地もありません。盛岡城は、盛岡市の中心にあり城跡を中心に城下町の街並みを残しています。城跡の周辺には、官庁街や商店街が、広がっておりJR盛岡駅からも徒歩15分位の距離にあります。盛岡城は、会津若松城とともに東北三名城と言われてました。また奥羽の城で、正式に天守を持つとされているのは、会津若松城と盛岡城のみです。盛岡城は、国の史跡に指定されております。現在城は、取壊され石垣しか残っていません。城郭等の復元は、文化庁が定めた「歴史的建造物の復元の取扱い基準」に基づいて、復元の根拠となる指図(絵図面)・絵画・写真・模型・記録等の精度が高く良質の史料の存在が必要となりますので、城郭等の史料が乏しい盛岡城は、復元は極めて難しく現状の資料だけでは、復元許可は、出ません。盛岡城は、平面図と写真と絵画しか残されておきませんが、盛岡城の構造は大坂城に非常に良く似ています。豊臣秀吉の腹心、浅野長政が南部氏の城作りに協力し、おそらく大坂城を熟知する人物が、盛岡城の設計図を書いたのではといわれています。文化財保護法等を緩和していただき、盛岡市民一体となり盛岡城を復元し盛岡市のシンボルとし観光客を増やし冷えきった盛岡を発展させる唯一の方法と考えます。 【関係法:文化財保護法第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない】</p>		盛岡商工会議所	岩手県	文部科学省